

# 附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針

平成13年2月27日

## 1 目的

この指針は、附属機関等の会議について定め、透明かつ公正な運営を期するとともに、区民公募枠を設定することにより政策形成段階からの区民参加・参画の充実を図り、区民とともに築く区政を推進することを目的とする。

## 2 対象とする会議

この指針の対象は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく附属機関および附属機関に準ずる審議会、懇談会、協議会等（以下「附属機関等」という。）の会議とする。

## 3 会議の公開の原則

- (1) 附属機関等は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、つぎに掲げる場合を除き、その会議を原則として公開するものとする。
  - ア 法令および条例の規定により会議を公開することができないとされている場合
  - イ 条例第7条各号に規定する非公開情報に該当すると認められる事項を取り扱う場合
  - ウ 当該会議を公開することにより、各委員の自由な発言と意見交換に支障をきたすなど、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じることが明らかに予想されるなど会議の公開を不相当と認めた場合
- (2) 附属機関等は、会議を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

## 4 公開の方法

附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴、会議の記録および会議資料の閲覧の機会を提供することにより行う。

## 5 会議の傍聴

附属機関等は、会議の傍聴の機会を提供するにあたっては、つぎに掲げる事項を基本として、会議が公正かつ円滑に行われるよう秩序の維持を図るものとする。

- (1) 当該会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員を会議の場所等に応じてあらかじめ定めるものとする。なお、傍聴人が多数になることが予測される場合は、できる限り多くの傍聴席を確保できるよう会場の選定には配慮するものとする。

- (2) 傍聴人が前項の定員を超えるときは、先着順により決定するものとする。
- (3) 傍聴人は、次に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。
  - ア 拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
  - イ 私語、雑談、または騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。
  - ウ みだりに席を離れないこと。
  - エ ゼッケン、たすき等を着用したり、または旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
  - オ 飲食および喫煙をしないこと。
  - カ 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
  - キ その他会議の支障となる行為をしないこと。
- (4) 傍聴人には、会議当日の資料を提供するよう努めるものとし、図面など複製の作成が容易でないまたは資料が大量であるなどの理由により資料を提供できない場合は、審議事項がわかる資料を提供するものとする。

## 6 会議の記録

- (1) 会議の記録は、会議終了後、速やかに作成するものとする。この場合において、当該内容に個人情報(条例第7条第1号ただし書各号該当情報を除く。)が含まれる場合は当該情報の記載に配慮するものとする。
- (2) 附属機関等は、会議の記録および会議資料を当該附属機関等の庶務を担当する課・室・所(以下「所管課」という。)および区民情報ひろばにおいて閲覧に供するとともに、ホームページに掲載するよう努めるものとする。

## 7 会議開催の周知

附属機関等は、会議の開催にあたっては、つぎに掲げる事項を原則として開催日の1週間前までにホームページに掲載する等、事前に区民に周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りではない。

- (1) 開催の日時および場所
- (2) 議題
- (3) 会議を非公開とする場合の理由
- (4) 傍聴を認める者の定員および傍聴手続き
- (5) 問い合わせ先

## 8 附属機関等の名称等に関する情報の提供

- (1) 所管課は、附属機関等の名称、設置根拠、会議開催状況等に関する情報を所管課および区民情報ひろばにおいて閲覧に供するものとする。
- (2) 所管課は、前項の内容について、ホームページに掲載するものとする。

## 9 附属機関等の委員における区民公募枠の設定

- (1) 附属機関等の委員の選任にあたっては、広く区民の意見が反映されるように、区民公募枠を設定するものとする。ただし、法令等により委員の資格要件が専門知識を有する者や関係団体からの被推薦人のみによって構成される場合は、この限りではない。
- (2) 幅広く区民の意見を聴くため、公募委員の割合を3割以上とするよう努めるものとする。
- (3) 公募委員における男性委員、女性委員の割合を概ね同数とするよう努めるものとする。
- (4) 前項の規定の他、女性の参画促進のため、法令等で資格要件が定められているものを除き、附属機関等の委員全体に占める女性委員の割合を平成22年度までに5割とするよう努めるものとする。

## 10 区民公募の実施方法

- (1) 区民公募の実施にあたっては、所管課において、附属機関等の設置目的に応じて、公募する人数、応募資格、応募方法、広報、募集期間および選考方法等を定めるものとする。
- (2) 前項の規定を定めるにあたっては、つぎに掲げる事項を基本とする。
  - ア 応募資格については、区内に居住する者（練馬区職員、練馬区議会議員を除く。）とする。
  - イ 応募方法については、自薦とし、附属機関等の設置目的に関するテーマ等に対する意見や提言を小論文として提出を求めるものとする。
  - ウ 広報については、区報、ホームページ、募集チラシ等により周知を図るものとする。
  - エ 募集期間については、1か月以上の期間をおき、募集の締切りは当日必着とする。
  - オ 選考方法については、選考委員会を設置し、その合議によって、委員候補者を決定し、区長が選任する。

## 11 区が出資する法人等の取扱い

区が出資する法人等で区長が指定する団体においては、情報公開と区民参加を図る観点から、この指針を踏まえて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 12 適用

この指針は、平成13年3月1日から適用する。

この指針は、平成20年4月1日から適用する。